

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年5月29日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	奈良市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/6/7200.html

執行機関名 奈良市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)による市営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)の適用を受けるものを除く。次表において同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号) 別表第1 第3項 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)による市営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)の適用を受けるものを除く。次表において同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第一条	奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)第1条、第2条第1号及び第6条第1項第3号
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、市営住宅及び共同施設の設置及び管理について、公営住宅法(昭和26年法律第193号。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
⑦独自利用事務の関連規範		奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号) 奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号)